

4 教参学第 3 号
令和 4 年 7 月 14 日

各都道府県教育委員会担当課長
各政令指定都市教育委員会担当課長
各都道府県私立学校主管部課長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた
学校設置会社を所轄する各地方公共団体の
学校設置会社担当課長 殿
各国公立大学法人担当課長
大学を設置する各地方公共団体担当課長
各文部科学大臣所轄学校法人担当課長
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
石塚 哲朗
(公印省略)

「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022（女性版骨太の方針 2022）」
を踏まえた取組の推進について（依頼）

男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進につきましては、平素より格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022（女性版骨太の方針 2022）」（令和 4 年 6 月 3 日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定。以下「重点方針」という。）を策定しました。

重点方針では、基本的な考え方として、男女共同参画社会基本法に基づく「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定。以下「5 次計画」という。）」を着実に実行した上で、5 次計画で決定した成果目標の達成や施策の実施に向けた取組の更なる具体化を行うとともに、新たに取り組む事項として、「Ⅰ女性の経済的自立」、「Ⅱ女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現」、「Ⅲ男性の家庭・地域社会における活躍」、「Ⅳ女性の登用目標達成（第 5 次男女共同参画基本計画の着実な実行）」について、政府全体として今後重点的に取り組むべき事項を定めています。

重点方針の概要については、別添 1 のとおり、全文は下記内閣府 web サイトを御参照ください。

文部科学行政関連記載については、別添2のとおり、教育現場における固定的な性別役割分担意識・無意識の思い込みを解消するための研修の促進（上記Ⅰ関係）、生命（いのち）を大切にし、子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」の推進（上記Ⅱ関係）、わいせつ行為を行った教員への厳正な対応（上記Ⅱ関係）、理工系分野への進学を選択する女子学生への支援、教育現場並びに教育委員会における女性の管理職への登用や女性の教育委員への任命の推進（上記Ⅳ関係）等に重点的に取り組むこととしていますので、各地方公共団体・各学校設置者におかれては、重点方針の趣旨のご理解と取組への積極的なご協力をお願いします。

特に、別添3の「生命（いのち）の安全教育」の推進については、先般の「AV出演被害防止・救済法」の公布等を受け、令和5年度の全国展開に向けた取組を一層推進していくこととしています。改めて教材及び指導の手引き等について周知いたしますので、各学校における「生命（いのち）の安全教育」の取組への積極的な活用についてご協力をお願いします。

このことについて、各都道府県教育委員会担当課におかれては、市（指定都市を除く。）区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）に対して、各指定都市教育委員会担当課におかれては、所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管部課におかれては、所管の学校及び学校法人等に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた学校設置会社を所轄する各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所管の学校設置会社に対して、各国公立大学法人担当課におかれては、その設置する学校に対して、大学を設置する各地方公共団体担当課におかれては、その設置する学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれては、その設置する学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構担当課におかれては、その設置する高等専門学校に対して、厚生労働省医政局医療経営支援課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては、所管の専修学校に対して、周知くださるようお願いいたします。

（参考）

【女性活躍・男女共同参画の重点方針2022について】

（URL）<https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html>

【生命（いのち）の安全教育の取組について】

（URL）https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

【AV出演被害問題について】

（URL）https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html

以上

[本件連絡先]

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

男女共同参画企画係

電話:03-5253-4111

(内線 3268、3073)

メールアドレス: danjo@mext. go. jp

- ・我が国の男女共同参画の現状は、諸外国に比べて立ち遅れ。
 - 昭和の時代に形作られた各種制度や、男女間の賃金格差を含む労働慣行、固定的な性別役割分担意識など構造的な問題。
 - 人生100年時代を迎え、女性の人生と家族の姿は多様化しており、もはや昭和の時代の想定が通用しない。
- ⇒「第5次男女共同参画基本計画」を着実に実行するため、令和4年度及び5年度に重点的に取り組むべき事項を定める。

I 女性の経済的自立

(1) 男女間賃金格差への対応

○社内格差（垂直分離）

①男女間賃金格差に係る情報の開示

- ・令和4年夏に女性活躍推進法の制度改正を実施、常用労働者301人以上の事業主に対し、男性の賃金に対する女性の賃金の割合を開示することを義務化。有価証券報告書についても同内容の開示を義務付け。

②非正規雇用労働者の賃金の引上げ（同一労働同一賃金の徹底）

- ・企業に対して、労務管理の専門家による無料相談や先進的な取組事例の周知等を実施。労働局による助言・指導等による法の履行確保。

○職種間格差（水平分離）

①女性デジタル人材の育成

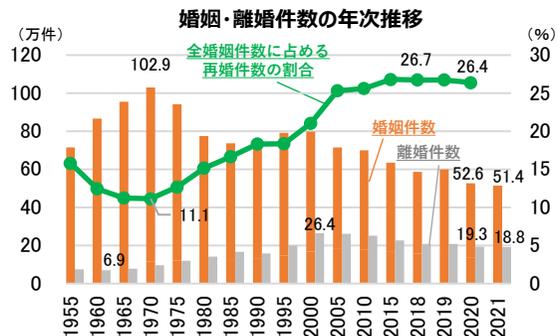
- ・女性デジタル人材育成プランに基づき、就労に直結するデジタルスキルの習得支援及びデジタル分野への就労支援を3年間集中的に推進。

②看護、介護、保育などの分野の現場で働く方々の収入の引上げ

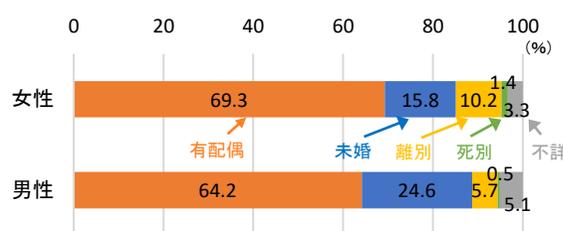
- ・令和4年2月から実施している賃金の引上げ措置について、令和4年10月以降も継続して実施。

③リカレント教育の推進

- ・大学等において、デジタルリテラシーの育成やDX推進のためのリスキリングを目的としたリカレント講座を開発・実施。



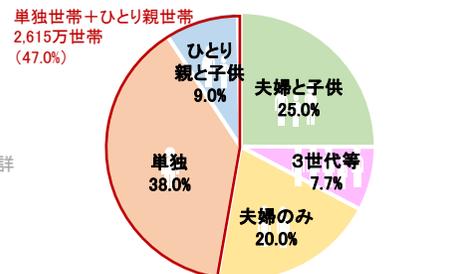
50歳時点での配偶関係は多様 (令和2年)



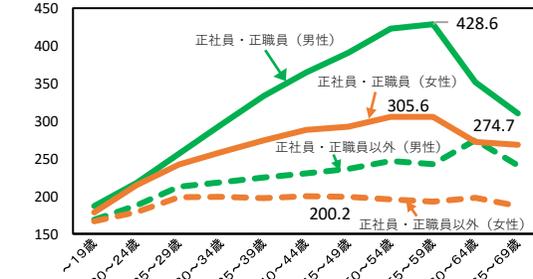
男女の寿命 (令和2年)

	女性	男性
90歳時生存割合	52.6%	28.1%
95歳時生存割合	27.9%	10.5%
平均寿命	87.71歳	81.56歳
死亡年齢最頻値	93歳	88歳

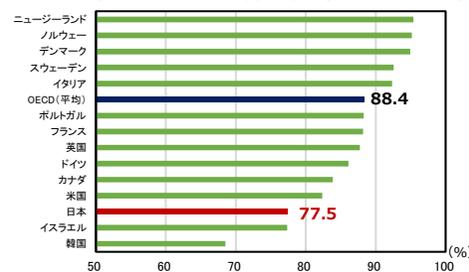
家族類型 (令和2年)



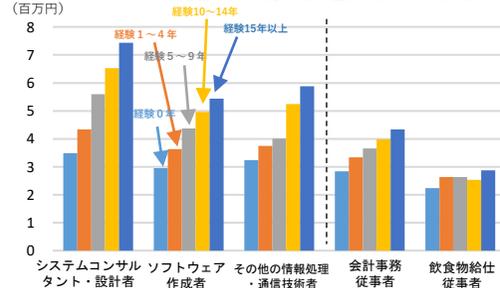
男女間賃金格差 (所定内給与額、令和3年)



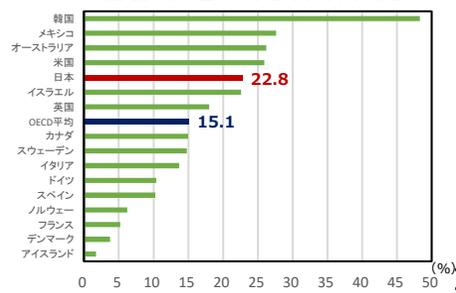
男女間賃金格差の国際比較 (賃金：中央値)



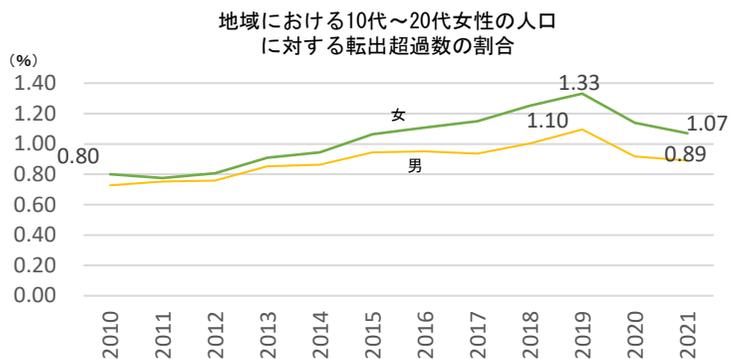
デジタル分野の人材 (女性) の年収 (令和3年)



高齢者 (女性) の貧困率の国際比較



(2) 地域におけるジェンダーギャップの解消



- ・全国355か所の男女共同参画センターを、人材育成やネットワークを通じて強力にバックアップするため、男女共同参画のナショナルセンターが必須。
- ・このため、独立行政法人国立女性教育会館を内閣府に移管。同法人の業務の在り方について、令和4年度に有識者会議において検討。
- ・男女共同参画センターの機能の強化・充実に向け、専門人材の確保、関係機関・団体との連携強化、地域による取組の温度差の解消を強力に進める。
- ・地域女性活躍推進交付金を始めとする国の支援策を活用して、ジェンダーギャップを解消するための地方公共団体の効果的な取組を支援。
- ・「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」について、地域で活躍する女性役員や女性活躍に取り組む経営者が登壇する地域シンポジウムを全国各地で開催。

(3) 固定的な性別役割分担意識・無意識の思い込みの解消

- ・女性の人生の多様化の実態について広く周知し、家庭の役割の重要性と同時に、結婚すれば生涯、経済的安定が約束されるという価値観で女の子を育てることのリスクについて認識を広める。
- ・地方公共団体や経済団体等を対象としたワークショップ等の啓発を強化し、広報担当や管理職、経営層の意識改革と理解の促進を図る。

- ・教育委員会に対して、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を払しょくするための教員研修プログラムを活用した研修を促す。
- ・学校教育において、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消につながる教育を推進するための指導モデルの開発を令和4年度に行う。

(4) 女性の視点も踏まえた社会保障制度・税制等の検討

我が国の社会保障制度・税制は昭和時代に形作られたが、令和の時代を迎え、女性の人生や家族の姿は多様化。このため、

- ①現行の制度は就業調整を選択する人を増やしているのではないかと。
- ②配偶者の経済力に依存しやすい制度は、男女間賃金格差も相まって、女性の経済的困窮に陥るリスクを高める結果となっているのではないかと。
- ③現行の制度は分配の観点から公平な仕組みとなっていないのではないかと。という主に3つの観点から、社会保障制度や税制等について検討。

(5) ひとり親支援

- ①職業訓練
 - ・高等職業訓練促進給付金等の拡充措置について成果や課題を検証した上で継続的な実施について検討。
 - ・訓練後から就業までの企業との連携の在り方なども含めて総合的に検討し、中長期的な自立につながる支援策の強化。
- ②養育費
 - ・離婚の際に養育費を支払うのは当然のことであるという意識改革を強力に進める。養育費の「受領率」に関する達成目標を定める（現状約24%※母子家庭）。

(6) ジェンダー統計の充実に向けた男女別データの的確な把握

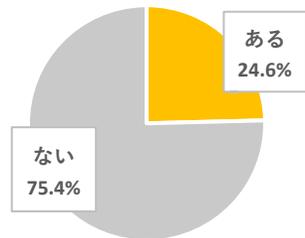
- ・「ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループ」において、各種統計等における多様な性への配慮についての現状を把握し、課題について検討を進め、令和4年の夏頃を目途に取りまとめ。



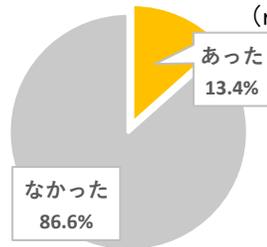
II 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

アダルトビデオ出演被害：モデルやアイドル等の勧誘（令和2年）

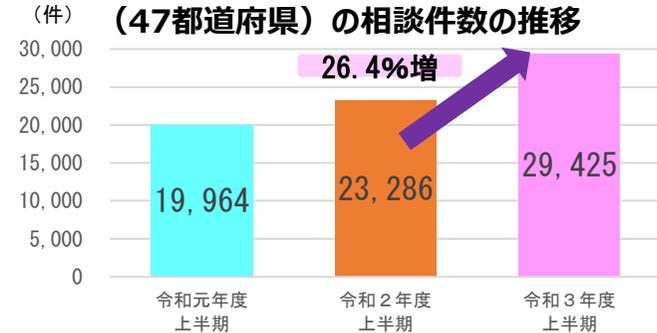
①モデル・アイドル等の勧誘経験の有無
(n=20,000)



②聞いていない・同意していない
性的な行為等の撮影要求の有無
(n=2,575)



全国の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター (47都道府県)の相談件数の推移



(1) アダルトビデオ出演被害対策等

- ・AV出演被害防止・救済法案の審議状況を踏まえ、必要な対応策を講じる。
- ・アダルトビデオ出演被害に係る緊急対策パッケージに基づき、集中的な広報・啓発の実施や、学校教育の現場などで教育啓発、各種法制度の運用を強化。
- ・インターネット上の性的な暴力、児童買春・児童ポルノ等の根絶に向けて、関係法令の適用により、違法行為に対して、事案に応じたより一層厳正な対処。

(2) 性犯罪・性暴力対策

- ・令和5年度以降の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の後継となる方針を令和4年度中に策定。
- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制強化に向けて、交付金の充実によるワンストップ支援センターの安定的な運営や、相談員の処遇改善を図ることで職業として確立するよう支援。
- ・関係省庁が連携して痴漢撲滅に向けた取組を抜本的に強化するための「痴漢撲滅パッケージ」（仮称）を令和4年度中に取りまとめ。
- ・「生命（いのち）の安全教育」の令和5年度全国展開に向け、令和4年度は教材等を活用した指導モデルを作成、その普及・展開を図る。
- ・ハラスメント防止対策の推進（就活セクハラ等）。

(3) 配偶者等からの暴力への対策の強化

- ・ワーキング・グループ報告書素案（中間報告）を踏まえ、配偶者暴力防止法の改正が早期に実現できるよう、検討を行い、結論を得る。

- ・生活・就業・住宅・子育てなどの生活再建に必要な手続の見直しなどについて検討事項を夏までに整理、令和4年以内に抜本強化策を取りまとめ。
- ・非同棲交際相手からの暴力（いわゆるデートDV）への対応として、予防や一時保護・緊急避難などについて必要な施策の整理を行い、令和4年以内に必要な対策を取りまとめ。

(4) 困難な問題を抱える女性への支援

- ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の令和6年4月の円滑な施行に向けて、各都道府県での支援体制の計画的な整備、人材の確保・養成・処遇改善の推進、民間団体との協働の促進など環境整備。

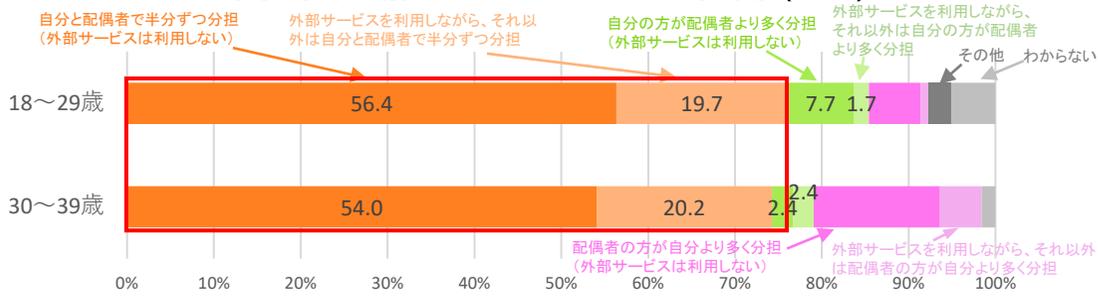
(5) 女性の健康

- ・「生理の貧困」への支援として、地域女性活躍推進交付金や地域子供の未来応援交付金により生理用品提供を支援、地方公共団体の取組の横展開。
- ・フェムテックの更なる推進に向けて、薬機法上の位置付け等を整理。実証事業を実施し、働く女性の就業継続を支援。製品等に関連して消費者等から情報提供があれば、関係府省庁間で情報共有し、適切に対応。
- ・予期せぬ妊娠への対応として、緊急避妊薬を処方箋なしに薬局で適切に利用できるようにすることについて、令和4年度はパブリックコメントを実施し、着実に検討を進める。
- ・女性の健康に関する知識の向上に向けて、国が率先して取り組むため、国の職員を対象に研修など様々な機会を通じて周知することを検討。

(6) 夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方

Ⅲ 男性の家庭・地域社会における活躍

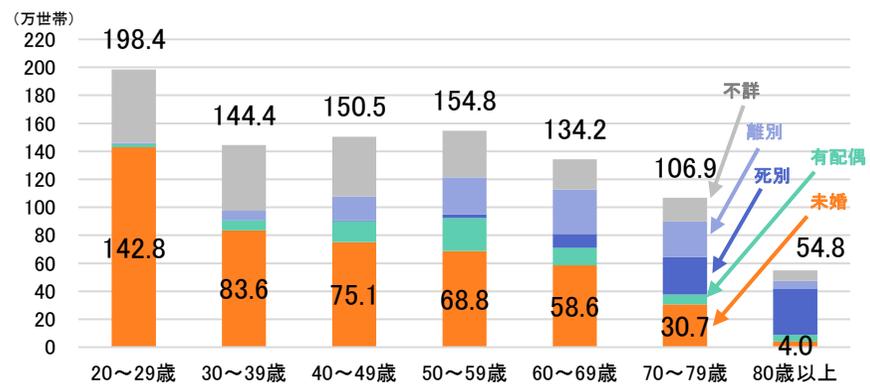
家事に関する配偶者との役割分担の希望（男性）（令和元年）



育児休業者の割合（令和2年度）

	民間企業	地方公務員	国家公務員
女性	81.6%	99.7%	99.6%
男性	12.7%	13.2%	51.4%

男性の単独世帯数（年齢階級別）：1094万世帯（令和2年）
（一般世帯の19.6%）



（1）男性の育児休業取得の推進及び働き方の改革

- 男性の育児休業取得の推進等
 - ・「産後パパ育休」の創設などを内容とする改正育児・介護休業法の段階的施行を踏まえ、ハローワークにおける育児休業中の代替要員確保に関する相談支援や両立支援等助成金の周知等を実施。
- コロナ下で広まったテレワーク等多様な働き方の定着
 - ・コロナ収束後も多様な働き方を後退させずコロナ前の働き方に戻さない。
 - ・中小企業におけるテレワークの導入を支援、テレワークに関してワンストップで相談できる窓口を設置。あらゆる地域で同じような働き方を可能とする環境を整えるため、地方創生に資するテレワークを推進。テレワーク推進に関する新たな政府目標を検討。
 - ・幹部職員及び管理職が不慣れなことによってオンライン会議が避けられることがないよう、全府省で管理職のデジタル自立を実践。

（2）男性の育児参画を阻む壁の解消

- 男性が育児参画するためのインフラの整備
 - ・公共交通機関や公共施設において、ベビーベッド等の男性トイレへの設置、ベビーカー使用者のためのフリースペースの設置を促進。

- 学校関連の活動・行事におけるオンライン化の推進等
 - ・保護者と学校との連絡のオンライン化を進める。PTAや保護者会など学校関連の活動・行事について、男女共同参画の観点から保護者や地域住民が参画しやすい工夫を行っている事例を取りまとめ、横展開。
- 子育て・介護など各種行政手続におけるオンライン化の推進
 - ・子育て・介護に関する手続のサービス検索及びオンライン申請ができるワンストップサービスについて、令和4年度に地方公共団体における導入を促すとともに、地方公共団体のシステム改修等を支援。
- 仕事と子育て等の両立を阻害する慣行等への対応
 - ・園と保護者の連絡が電話や紙で行われることなどについて、関係府省に対し対応を働きかけるとともに、使用済み紙おむつや布団の持ち帰りなどについて、令和3年度に実施した「仕事と子育て等の両立を阻害する慣行等調査」において収集した対応例を広く一般に周知。

（3）男性の孤独・孤立対策

- 男性相談窓口の充実強化
 - ・全国的に相談対応が行える体制の整備に向け、各地の相談ニーズ等につき実態を把握するとともに、課題を抽出し、具体的な支援方法を検討。男性相談を行っている男女共同参画センターの取組事例について、全国の男女共同参画センターに対して横展開。

IV 女性の登用目標達成（第5次男女共同参画基本計画の着実な実行）

（1）政治分野

	女性ゼロ 議会数	議会数	女性ゼロ 議会比率
都道府県議会	0	47	0.0%
市区町村議会	275	1741	15.8%
市議会	25	792	3.2%
特別区議会	0	23	0.0%
町村議会	250	926	27.0%

※令和3年12月

- 政治分野におけるハラスメント防止のための研修教材について、各議会等における積極的な活用を推進するとともに、令和4年度以降、その活用状況等について、定期的に把握し、「見える化」を図る。

（2）行政分野

- 能力及び実績による人事管理を前提としつつ、従来の人事慣行を見直し、女性職員の職域の拡大に取り組む。
- コロナ前の働き方に戻さないよう、テレワーク等の柔軟な働き方を推進。令和4年度内にフレックスタイム制の見直し等による勤務時間の弾力化や勤務間インターバルの確保の在り方についても検討。

（3）経済分野



- 「女性役員情報サイト」において、プライム市場上場企業を始め、市場ごとの女性役員がいない企業の状況や女性役員比率ランキングを掲載。
- 令和4年度に全国の商工会及び商工会議所における役員の種別ごとの女性割合を一覧化して「見える化」。
- 公共調達において企業等を加点評価する取組について、取組状況の更なる「見える化」を行い、各機関における取組を底上げ。

- コース別雇用管理を行う企業に対し、より柔軟な運用に向けた見直しを行うよう周知啓発。転換制度を設けていない企業へ制度を設けるよう働きかけ。

（4）科学技術・学術分野

- 給付型奨学金や授業料等減免の制度について、理工系や農学系の分野に進学する女子学生を対象とした官民共同の修学支援プログラムを創設。
- 入学後の専攻分野の決定（レイトスペシャライゼーション）や、入学後の専攻分野の転換、編入学など早期に文理選択を行う必要のない環境の構築。
- 女子割合の少ない分野の大学入学者選抜における女子学生枠の確保等に積極的に取り組む大学等に対し、運営費交付金や私学助成による支援強化。
- 大学への資源配分において、学長、副学長及び教授における女性登用に對するインセンティブを引き続き付与。

（5）地域における女性活躍の推進

- 農業委員や農業協同組合役員等における女性割合の向上
 - 農業委員や農業協同組合、森林組合、漁業協同組合の役員及び土地改良区等の理事に占める女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けて、地方公共団体、農林水産団体等に対し働きかけ。
- 防災分野
 - 都道府県防災会議や市町村防災会議の委員に占める女性の割合の引上げに向けて、防災・復興ガイドラインに基づく取組を全国各地に展開。
 - 消防吏員や消防団員、自衛官、地方警察官など防災の現場等における女性割合の目標達成に向けて、女性の参画拡大の環境整備。
- 校長・教育委員会等における女性割合の向上
 - 校長、副校長及び教頭の女性割合について、教育委員会に対して、目標設定を促すとともに令和4年度中にフォローアップ。各学校法人にも、令和4年度中に分かりやすい情報公開を促す。
 - 女性教育委員がいない教育委員会に対し助言を行い、結果を公表。

（6）国際分野

- 在外公館の各役職段階に占める女性の割合(令和3年7月現在：公使、参事官以上7.5%、特命全権大使、総領事4.7%)を令和7年までに引き上げる目標(公使、参事官以上10%、特命全権大使、総領事8%)を着実に達成。
(省内公募の活用、管理職や管理職候補への中途採用や民間登用の推進等)

「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022」における 文部科学行政関連記載

I 女性の経済的自立

(1) 男女間賃金格差への対応

○「職種間格差（水平分離）」

②看護、介護、保育などの分野の現場で働く方々の収入の引上げ

看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働いているのは多くが女性である。これらの職業に係る処遇改善に向けて、令和4年2月から実施している賃金の引上げ措置について、令和4年10月以降も継続して実施する。【内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省】

③リカレント教育の推進

令和4年度に、大学等において、都道府県労働局や地方公共団体、企業等と連携し、産業界の人材ニーズ等に応じて、デジタルリテラシーの育成やDX推進のためのリスキリングを目的としたリカレント講座を開発・実施する。さらに、各労働局・ハローワーク等と連携することで、受講者に対して確実な就職・転職支援を行う。また、受講者の就職・転職状況を含む教育効果の検証等を行うとともに、大学、企業等に対し好事例の横展開を図ることで取組を促進する。【文部科学省】

経済的に困難な状況にある人も含め、学び直しを希望する方に対し、大学等で行う無料講座や給付制度等を利用できる認定を受けた課程を周知するため、講座等の情報を発信するポータルサイトの積極的な活用等を大学、企業、各都道府県等に促す。【文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

(2) 地域におけるジェンダーギャップの解消

①男女共同参画のナショナルセンター

「新しい資本主義」の中核と位置付けられた女性の経済的自立を全国津々浦々で実現するためには、各地域で女性のスキルアップや固定的な性別役割分担意識の解消といった取組を加速させる必要がある。現場でのその取組を担う全国355か所の男女共同参画センターを、人材育成やネットワークを通じて強力にバックアップするため、男女共同参画のナショナルセンターが必須である。

このため、1977年の創設以来、男女共同参画の推進に係る様々な機能を担ってきた独立行政法人国立女性教育会館の主管府省を内閣府に移管し、必要な予算及び人員についても内閣府に移管する。また、地域における女性リーダー等の人材育成機能と各地の男女共同参画センターを束ねる拠点機能の強化を行うとともに、引き続き学校教育等における男女共同参画を進める観点から、同法人の業務の在り方について、令和4年度に有識者会議において検討し、結論を得る。【内閣府、文部科学省】

(3) 固定的な性別役割分担意識・無意識の思い込みの解消

各都道府県教育委員会に対して、初任者研修等において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を払しょくするための教員研修プログラ

ムを活用した研修の実施を促す。独立行政法人国立女性教育会館において、学校現場における教員自身の無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への気付きを促し、男女共同参画の基本理念や意義等を踏まえた指導につなげるためのプログラム開発やその普及・展開を強化するとともに、独立行政法人教職員支援機構において、教育センターや校内研修等において参考となる動画教材をホームページ等に掲載することで、校長等の管理職や進路指導担当教員を始めとするすべての教員が無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消するための研修を受講することを促す。【文部科学省】

学校教育において、例えば「女子は文系」というような固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消につながる教育を推進するための指導モデルの開発を令和4年度に行う。【文部科学省】

また、各学校において職場体験活動等のキャリア教育を行う際には、職業に対する性別役割分担意識の植え付けにつながらない指導を行うように促す。【文部科学省】

II 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

(1) アダルトビデオ出演被害対策等

①アダルトビデオ出演被害の防止及び救済のための立法措置の動き

「AV出演被害防止に関する各党実務者会合」において取りまとめられた素案を受けて、AV出演被害防止・救済法案が令和4年通常国会に提出されている。この法案の審議状況を踏まえ、必要な対応策を講じる。【内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

②アダルトビデオ出演被害に係る緊急対策パッケージに基づく取組

アダルトビデオ出演被害問題は、被害者の心身に深い傷を残す重大な人権侵害である。このため、令和4年3月31日に決定されたアダルトビデオ出演被害に係る緊急対策パッケージに基づき、アダルトビデオ出演被害を始めとする若年層の性暴力被害が拡大することを予防するための集中的な広報・啓発の実施や、学校教育の現場などで教育啓発を進める。また、アダルトビデオ出演被害に関する手口について更なる情報収集を行い、注意喚起を図るとともに、教育啓発や各種相談窓口と情報を共有し、その活用を促進する。さらに、アダルトビデオ出演被害への被害者保護に係る法制度は、多面的・重層的に存在しており、泣き寝入りや諦めによる撮影を防ぐため、各種法制度の運用を強化するとともに、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）、都道府県警察の本部・警察署・交番等の警察の各種相談窓口、法テラス、人権擁護機関における専用相談窓口等に向けて周知し、対応を強化する。また、刑法のほか労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律や職業安定法等による取締りも強化する。【内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

③インターネット上の性的な暴力、児童買春・児童ポルノ等の根絶に向けた取組

さらに、関係機関・団体等と連携して、安全・安心な利用のための広報・啓発を行うとともに、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組を推進する。特に、自撮り被害（だまされたり、脅かされたりして児童生徒等が自分の裸体等を撮影

し、メール等で送られる形態の被害をいう。)を防止するための児童生徒等や保護者に対する教育・啓発等の多角的かつ包括的な対策を総合的に推進する。【内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省、関係府省】

(2) 性犯罪・性暴力対策

①「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の後継となる方針の策定

前出のAV出演被害防止・救済法案において、性犯罪・性暴力の被害者のための相談体制の整備が求められていることも踏まえ、当該法案の審議状況も注視しつつ、必要な措置を講ずる。【内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

②性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制強化

ア アダルトビデオ出演被害の防止及び救済のための立法措置に基づく対応

前出のAV出演被害防止・救済法案において、性犯罪・性暴力の被害者のための相談体制の整備が求められていることも踏まえ、当該法案の審議状況も注視しつつ、必要な措置を講ずる。【内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

⑤生命（いのち）の安全教育の令和5年度全国展開に向けた取組

生命（いのち）を大切にし、子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、就学前の教育・保育を含め、学校等において、地域の人材の協力も得ながら、また、保護者等の理解を得ながら、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。令和4年度においては、文部科学省と内閣府が協力して作成した教材等を活用した指導モデルを作成し、その普及・展開を図る。また、令和3年度から実施したモデル事業の成果や課題を踏まえ、令和5年度に、全国の小中高及び特別支援学校の各学校において、地域の実情等に応じた教育を実施する。全国展開に向けて、教育委員会における「生命（いのち）の安全教育」を推進する取組を支援する。【内閣府、文部科学省、関係府省】

⑥子供に対する性暴力等の根絶

子供への性暴力等を行った教員については、第204回国会において成立した「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に基づき、厳正に対処する。令和4年度においては、都道府県教育委員会が直接入力した特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効した者）の情報を各教員採用権者（教育委員会・学校法人等）が即時閲覧できるようなデータベースを国で構築するとともに、教育職員免許法等の規定に基づく官報公告事項（免許状失効情報）を文部科学省で集約し、各教員採用権者（教育委員会・学校法人等）に無償で提供する。さらに、各種会議や研修等の充実により、児童生徒等に対して性暴力等を行った教員については原則として懲戒免職とすることや告発を遺漏なく行う等の周知を徹底する。【文部科学省】

教育・保育施設等やこどもが活動する場（放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ、部活動など）等において、こどもに対する性暴力等が行われないよう、行政機関が保有する情報を総合的に活用し、その職に就こうとする者からこどもを守ることができるよう、性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に向けた検討を

加速し、こどもを性暴力等から守る環境整備を進める。【内閣官房、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、関係府省】

加えて、教職課程を置く大学に対し、教職課程における科目等はもとより、教職課程内外の活動等を通じて、性暴力等防止等の重要性に関し学生の理解を十分に深める取組を促進するよう周知する。また、教育委員会と教育職員の養成課程を有する大学等の連携の在り方等に関する調査研究や全国の事例の収集・発信を行う。【文部科学省】

⑦学校等で相談を受ける体制の強化

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充、児童生徒等が個別に相談できる場所の確保等を通じ、学校等で性被害に関する相談を受ける体制を強化するとともに、都道府県教育委員会等が行う職員研修等において性被害に関する相談を受けた場合の教職員の対応方法等について、例えば「生命（いのち）の安全教育」教材の指導の手引きを活用して説明する等、周知や研修の充実を図る。

加えて、被害を受けた児童生徒等が適切に保護されるよう、学校や児童相談所を始めとする関係機関の連携を強化する。また、学校等で児童生徒等の被害が発見された場合には、必要に応じて、児童相談所で被害の聞き取りを実施できるような体制を整備する。【文部科学省、厚生労働省、関係府省】

⑩ハラスメント防止対策の推進

また、就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメントや教職員が学生に対して行うハラスメント等の防止のため、大学等の関係者が集まる各種会議等において、各大学における取組の好事例の発信や、相談窓口の周知等を一層強化する。【文部科学省】

(3) 配偶者等からの暴力への対策の強化

②配偶者暴力対策の抜本強化

ア 配偶者暴力対策の抜本強化

DVに関する対応について、学校における事例の周知を図る。【文部科学省】

安全・安心の確保を前提に、子供の成育を見守る機会を確保するとともに、面会交流（親子交流）及びその支援の推進、支援団体の利用費負担軽減を図る。さらに、いわゆる面前DVなど子への虐待があった場合の親権変更や面会制限などを図る。【法務省、文部科学省、厚生労働省】

Ⅲ 男性の家庭・地域社会における活躍

(2) 男性の育児参画を阻む壁の解消

②学校関連の活動・行事におけるオンライン化の推進等

学校における働き方改革とともに保護者の負担軽減にも資するよう、保護者から学校への欠席・遅刻連絡や学校から保護者への連絡のオンライン化などを進める。あわせて、PTAや保護者会など学校関連の活動・行事について、オンラインの活用など、男女共同参画の観点から保護者や地域住民が参画しやすい工夫を行っている事例を取りまとめる。これらについて、令和4年度中に教職員研修等において事例紹介を行うことを通じて、優良事例の横展開を図る。【文部科学省】

④仕事と子育て等の両立を阻害する慣行等への対応

仕事と子育て等の両立を阻害したり、父親の育児参画を阻む固定的な性別役割分担意識や身近な慣行等の解消に取り組む。園と保護者の連絡が電話や紙で行われることなどについて、関係府省に対し対応を働きかけるとともに、使用済み紙おむつや布団の持ち帰りなどについて、令和3年度に実施した「仕事と子育て等の両立を阻害する慣行等調査」において収集した対応例を広く一般に周知する。【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

IV 女性の登用目標達成（第5次男女共同参画基本計画の着実な実行）

（4）科学技術・学術分野

○理工系分野への進学を選択する女子学生への支援

給付型奨学金や授業料等減免の制度について、理工系や農学系の分野に進学する女子学生を対象とした官民共同の修学支援プログラムを創設する。【文部科学省】

女子中高生の理系分野に対する興味・関心を喚起し、理系分野へ進むことを支援するための取組を行っている大学等に対して、教育委員会や学校等の協力を得て効果検証を行うことを促すとともに、取組の好事例の普及を図る。また、出産・育児等のライフイベントと研究との両立や女性研究者の研究力向上を通じたリーダーの育成を一体的に推進するダイバーシティ実現に向けた大学等の取組を支援するとともに、女子中高生の適切な理系進路選択を促すため、中・高等学校との連携強化を一体的に進める。【文部科学省】

○大学入学者選抜における多様な入試方法の推進

学部等の枠を超えた大学入学者選抜の実施などによる入学後の専攻分野の決定（レイトスペシャライゼーション）や、入学後の専攻分野の転換、編入学など、学生が大学での学修の中で専攻分野を決定したり、専攻分野の転換をより容易にしたりする等の複線的・多面的な学びを通じて、早期に文理選択を行う必要のない環境の構築を進め、女子の理工系分野への進学者の増加を目指す。【文部科学省】

女子学生の占める割合の少ない分野の大学入学者選抜における女子学生枠の確保等に積極的に取り組む大学等に対して、運営費交付金や私学助成による支援を強化する。【文部科学省】

○大学への資源配分におけるインセンティブの強化

国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金を始めとする大学への資源配分において、学長、副学長及び教授における女性登用に対するインセンティブを引き続き付与する。また、出産・育児等のライフイベントが女性研究者のキャリア形成に支障を来さないよう、大学において若手教員を採用する際には、産前産後休暇や育児休業の期間を配慮するよう促す。【文部科学省】

○科学技術・学術分野における女性登用の促進

大学や国の研究開発法人も含めた研究機関に対して、女性活躍推進法を活用し、機関の特性等に応じて、女性教員の採用割合や学長、副学長等の女性管理職への登用割合などの目標及びこれらの目標を達成するための具体的取組を定めるよう要請した結果を把握する。【文部科学省、関係府省】

○女子中高生の理工系の学びや分野選択の促進

保護者や学校、社会による「女子は理系に向いていない」等のジェンダーバイアス解消に向けて、政府・大学・産業界一体となってSNS等を通じて多角的に情報発信する。また、大学・企業の双方からロールモデルを提示し、ロールモデルによる出前授業を実施すること等により、理系選択者の増加に向けた取組を行う。【内閣府、文部科学省、経済産業省】

(5) 地域における女性活躍の推進

③校長・教育委員会等における女性割合の向上

○校長等への女性の登用の促進

教育分野では、初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合（令和3年：副校長・教頭 23.2%、校長 17.3%）などを令和7年までに引き上げる目標（副校長・教頭で25%、校長 20%）を掲げているところ、これらの目標を達成するため、以下の取組を進める。女性活躍推進法に基づく各教育委員会の事業主行動計画等における校長、副校長及び教頭のそれぞれの女性割合の目標や登用のための具体的取組について、既に公表した結果を踏まえ、未だ目標設定等がされていない教育委員会に対して、これらを速やかに定めるよう促すとともに、令和4年度中にフォローアップを行う。また、各学校法人についても、令和4年度中に、国民にとってわかりやすい形での情報公開を促す。【文部科学省】

教育委員会における学校長等の管理職人事担当者（課長クラス）等が参加する全国フォーラムを開催し、女性登用に関して地域ごとに抱える課題や収集した好事例等について横展開を図ることで、校長等の女性割合が低い地域に対して積極的な女性登用を促す。さらに、教育委員会や学校長会等の教育関係団体への周知やホームページでの発信など、あらゆる場を通じて教育委員会や初等中等教育機関に対して取組を促す。【文部科学省】

教育委員会における管理職選考試験について、出産・育児・介護等によるキャリアの中断が不利とならないよう、経験年数や年齢等の受験要件の必要な見直しを促すとともに、その結果を令和4年度中に公表する。また、女性教員がどのような点で受験要件について困難に感じているかを把握し、更なる取組を検討する。【文部科学省】

教職員の男女がともに仕事と育児・介護等を両立できるようにするためにも、学校における働き方改革を進めることは重要であり、各教育委員会における働き方改革に係る取組状況調査を行う。【文部科学省】

独立行政法人教職員支援機構が行う校長・教頭への昇任を希望する教員が参加する各種研修について、女性教職員の参加割合の数値目標（現状 25%）を30%に引き上げる。妊娠している教職員や子育て・介護等を行っている教職員が参加しやすいようオンライン研修を積極的に取り入れるとともに、集合型研修を行う場合においても、これらの教職員が参加しやすいよう教育委員会に対して環境の整備を促す。また、女性教職員の参加が少ない都道府県教育委員会に対し、積極的な参加を促す。【文部科学省】

○教育委員会等における女性登用の推進

都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数を令和7年までに0にする目標を掲げているところ、この目標を達成するため、以下の取組を進める。

女性教育委員がない都道府県及び市町村教育委員会が早期にゼロとなるよう女性教育委員がない理由や今後の選任予定に関する調査結果を踏まえ、令和4年度中に対応策を検討し、教育委員会に助言を行うとともに、その結果を公表する。さらに、依然として女性教育委員がない教育委員会に対してフォローアップを行う。【文部科学省】

令和4年度中に学校運営協議会委員の女性委員の割合を把握し、女性委員の登用促進を各教育委員会に働きかけ、その結果を公表する。【文部科学省】

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶に向けた取組を強化していく必要があります。令和2年6月に政府の「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定されました。

性犯罪・性暴力の根絶に向けて、誰もが、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、令和2年度から4年度までの3年間で、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、教育・啓発の強化等の実効性ある取組を速やかに進めていきます。

この方針を踏まえ、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進することになりました。ついては、教職員各位におかれても「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」について十分了知されるとともに、生命の安全教育の趣旨を踏まえた教育・啓発の強化等について御協力をお願いいたします。

1. 生命の安全教育 概要

- ・ 発達の段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育を実施します。
- ・ 具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目指すものです。

対象

幼児（就学前の教育・保育）、小学校、中学校、高校、大学等

※特別支援教育では、障害のある児童生徒等の個々の障害の状態や特性及び発達の状態等を踏まえた指導を実施。

実施方法

児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえて、教材・指導の手引きを活用しつつ、生命の安全教育を実施。

このほか、学校教育活動全体で性暴力被害防止に向けた取組も実施。

2. 教材・指導の手引きの内容

- ・ 文部科学省と内閣府が連携し、有識者の意見も踏まえ、生命の安全教育のための教材及び指導の手引きを作成しました。
- ・ 指導の手引きには、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示しています。
- ・ 児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により、教育課程内外の様々な活動を通じて本教材を活用することが可能です。なお、各教科等の授業の中で本教材を使用する場合は、各教科等の目標や内容等を踏まえた上で、適切に使用するようご留意ください。
- ・ 生命の安全教育に関する保護者への案内例も作成しました。保護者や地域の人材等の理解を得ながら、教育の推進をお願いいたします。

主な教材の内容

【幼児期】

- ・ 「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・ 相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・ いやな触られ方をした場合の対応 等



【高校】

- ・ 自分と相手を守る「距離感」について
- ・ 性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクシュアルハラスメントの例示）
- ・ 二次被害について
- ・ 性暴力被害に遭った場合の対応 等



【小学校】

- ・ 「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・ 相手の大切なところを、見たり、触ったりしない
- ・ いやな触られ方をした場合の対応
- ・ SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・ 性暴力の例
- ・ 身近な被害実態
- ・ 性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・ 性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



【中学校】

- ・ 自分と相手を守る「距離感」について
- ・ 性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・ 性暴力被害に遭った場合の対応 等



【特別支援教育】

- ・ 小・中学校向け教材を活用しつつ、児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の状態等に応じた個別指導を実施。



各段階の教材・指導の手引きは、以下のサイトよりダウンロードできます。各学校において、授業等での教材の投影・配付等をお願いいたします。文部科学省ホームページ：「性犯罪・性暴力対策の強化について」

(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

3. 教材例

- 各校や地域の状況等に応じて適宜内容の加除、改変も可能。
- 幼児向け教材は、プール等の生活の中の場面を捉えて、教材を切り分けて使用。
- 中学生・高校生向け教材には、登場人物がどのように行動すればよかったのかを考えるワークも実施可能な事例を掲載。

幼児向け 教材例

みすぎでかくれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ

いろいろひとに
みせるところ
じゃないんだね!

くち・かお もだいじだよ!

中学生向け 教材例

性暴力の例【デートDV】

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、結婚している相手など親密な間柄の相手からふるわれる暴力のことです。恋人同士の間で起こる暴力のことを「デートDV」と言います。

どんなことがデートDVになるの？

身体的暴力	精神的暴力	性的暴力	経済的暴力

- 暴力を手段として、相手を思いどおりにしたり、一方的に言うことを聞かせようとします。
- 殴る、蹴るといった体に対する暴力だけでなく、相手をバカにしたり無視をするといった行為もDVです。

こんな思い込みをいませんか？

- 相手を独占したり、束縛しよりすることが愛情表現
- 愛が強いほど暴力は許される
- 男は強引なほうが多い女は素直にしたがうもの

親しい間柄でも自分と相手の気持ちを大切にしましょう

- 自分がいやだと思ったことはいやと言える
- 相手がいやがることはしない

小学生（低・中学年）向け 教材例

ワークシート

じぶんだけのたいせつなところを
さわられていやなきもちになったら、
どうすればいいかな？

高校生向け 教材例

性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切に、相手も大切にして、相手よりよい人間関係をつくっていくことがとても大事です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。

自分を大切に	相手を大切に	暴力をゆるさない
自分の下着姿や裸の写真を撮ったり、送ったりしない	相手の下着姿や裸の写真を送らせたり、SNSに投稿したりしない	誰かの性的な写真が送られてきたら、そのままにしないで信頼できる人に相談しましょう

SNS等を通じた被害を例にすると・・・

STOP! STOP! STOP!

小学生（高学年）向け 教材例

SNSを使うときに気をつけること

SNSでやりとりしている相手は
本当に信らいい人なのかな？

SNSで若い人だと思いこんでやりとりしていて、仲良くなってきたから	その人と実際に会ってみることにした！
① ②	③ ④
車に連れ込まれそうに・・・	待ち合わせ場所に行ってみたら、出ていた人とまったくちがっていて

高校生（卒業直前）・大学生・一般向け 啓発資料例

（※生徒等の状況等を踏まえ、必要に応じ指導）

お互いの心と体を大切にするために

—性暴力のない社会に向けて—

誰もが自分の心と体を尊重される権利を持っています。しかし、望まない性的な行為によって、その権利が侵害されてしまいます。この冊子には、自分の心と体を大切に、周りの人の心と体も大切にするためのヒントが書かれています。一人で、あるいは知らない人と一緒に読んで、今日から自分に何ができるかを考えてみましょう。

目次

- 性暴力とは
- どのような被害が起きているの？
- 身近でこのような被害が起きている
- 性暴力が起きないようにするには
- 困った時はどうすればいいの？
- 相談先